資料 2

鳥取県森林環境保全税の あり方検討会(第2回) 資料

第1回検討会における主なご意見と対応について

- ○県税の存続の要否を判断するには、県民の理解を得る上でも県及び市町村の今後の財政需要 と財源の必要性の整理が必要。
 - →市町村と県それぞれの将来を含めた財政需要を試算した上で、市町村が森林環境譲与税(国税)により 対応可能な範囲と、県税での対応が求められる範囲を整理した。
- ○市町村に譲与される森林環境譲与税(国税)は幅広く活用が可能であり、市町村の意見を 踏まえた上で森林環境保全税(県税)との役割分担や連携を整理することが必要。
 - →市町村への説明・意見交換を実施し、市町村の意向も踏まえて市町村・県の役割分担、 森林環境譲与税(国税)・森林環境保全税(県税)の使途の整理の再検討を行った。
- ○普通林間伐への上乗せ補助に超過課税を充当することについて丁寧な議論が必要。
 - →県民アンケートを実施し、県民の意見を把握した。

森林環境保全税(県税)と森林環境税・森林環境譲与税(国税)の概要

項目	鳥取県森林環境保全税(県税)			森林環境	税·森林環境譲与税	(国税)	
課税主体	鳥取県	国					
趣旨·目的	すべての県民が享受している森林の公益的機能の発揮のため、 森林環境の保全及び森林を守り育てる意識の醸成に資する施 策に要する費用に充てる。	パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図る ため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する。					
課税方式	県民税均等割 超過課税方式	市	丁村が個人住	民税と併せて賦課徴	収		
納税義務者	県民税均等割を納税する個人及び法人	国内	内に住所を有	する個人			
徴収主体	【個人県民税】 市町村が徴収し、県に払込み 【法人県民税】 県が徴収	市町村が徴収し、都道府県を経由して国に払込み					
適用期間	平成30年4月1日~令和5年3月31日(5年間)	令和6年度~					
税額	【個人】 年間500円 【法人】 県民税均等割額の5%相当額 (資本金に応じ、年間1,000円~40,000円)	年間1,000円 (令和5年度までは、東日本大震災を教訓として全国で実施する防災施策対応分として引上げ おり、実質的な負担増はない)					
税収·配分額	約 <mark>1.8億円</mark> /年(令和3年度)	令和	ロ元年度から	「森林環境譲与税」と	して市町村と都道府県に西	配分	
		【譲			業就業者数:人口 = 5 林野率による割増し補正あり		
				譲与割合	鳥取県内	内への譲与額	
				→ 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	令和3年度	令和6年度以降(見込)	
			市町村	9/10	約3.9億円/年	約6.3億円/年	
			都道府県	1/10	約7千万円/年	約7千万円/年	
			※市町村への ※都道府県への				

鳥取県内の森林環境譲与税の配分額

※市町村別の配分額は参考資料のとおり

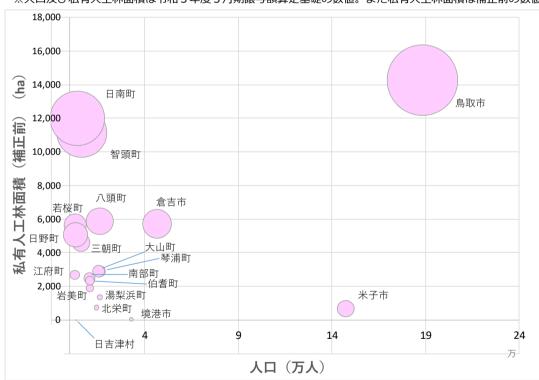
■森林環境譲与税(国税)の配分額の推移



■各市町村の人口及び森林面積とR3譲与額の関係

※円の大きさは譲与額を表す。

※人口及び私有人工林面積は令和3年度3月期譲与額算定基礎の数値。また私有人工林面積は補正前の数値。



鳥取県が目指す森林の姿と 森林環境保全税(県税)による これまでの取組の効果・課題について

鳥取県が目指す森林の姿

- ○森林が持つ多様な機能※の恩恵は、森林所有者や山間部の住民に限らず、すべての県民が広く享受している。 ※木材等の生産をはじめ、県土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収による温暖化防止、生物多様性の保全など
- ○県では、森林の多様な機能が十分に維持・発揮されるよう、木材生産・利用の促進と環境保全等の調和がとれ た「多様で健全な森林づくり」を目指している。 「R3.3月 とっとり森林・林業振興ビジョン」より

森林の持つ多様な機能の維持発揮

水源かん養 山地災害防止 二酸化炭素吸収 生態系保全 木材生産 など

間伐や若返りなどによる 公益的機能の維持と 森林の循環利用

森林生態系の保全

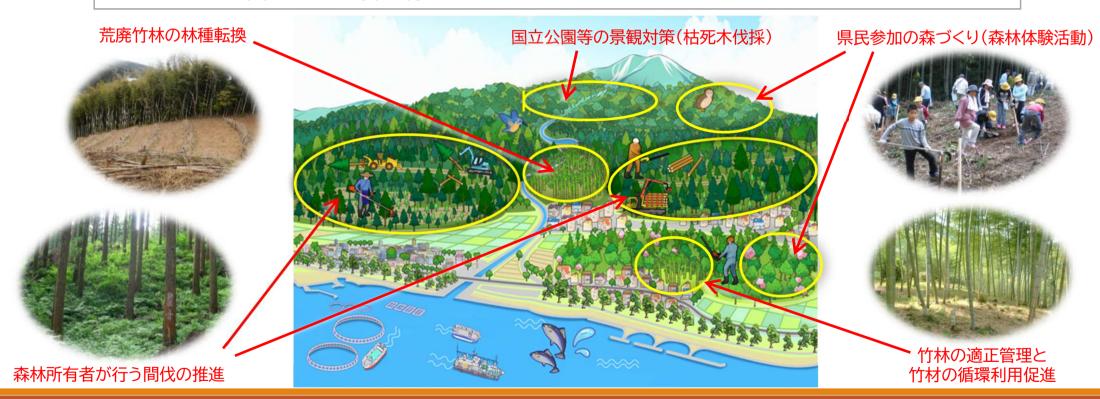
森林体験、 レクリエーション利用

手入れされた 里山·竹林

海や川の恵み (豊かな漁場)

森林環境保全税(県税)によるこれまでの取組の効果

- 〇県では、**県民共通の財産である森林を「県民全体」で守り育てるため**、平成17年に「森林環境保全税」を導入。
- ○これを財源として、手入れが必要な人工林の間伐や作業道整備、放置された竹林の解消、県民参加型の森林 体験活動など、<mark>県民(森林所有者やボランティア団体など多様な主体)が行う森づくりを支援</mark>。
- ○その結果、<mark>間伐が進み</mark>素材生産量が飛躍的に増加、<mark>竹林拡大を食い止め、多くの県民が森林体験活動に参加</mark> するなど、その非常に大きい効果が得られている。(県民の14%相当が森林体験活動に参加)

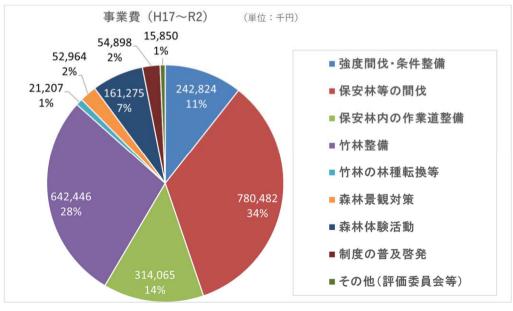


森林環境保全税(県税)の使途実績 (H17~R2)

○令和2年度までの事業費約23億円のうち、間伐・作業道整備が約5割、竹林対策が約3割を占める。

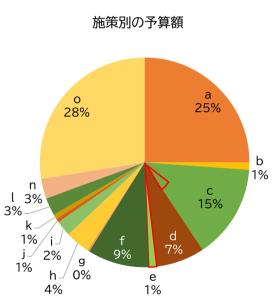
X		体体市界	H17~F	R2の実績
分		使途事業	事業量	事業費
	ļ	っとり環境の森緊急整備事業(ハード) 県が所有者に代わって行うスギ・ヒノキ人工林の強度間伐、荒廃地の 条件整備(針広混交林への誘導) 【事業主体】県 【補助率】—	1,058 ha	242,824 千円
公	間伐	保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補 助 率】保安林 8/10(うち造林事業6.8/10) 普通林 7.5/10(うち造林事業6.8/10)	14,798 ha	780,482 千円
益的機能の登	伐推進	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備に対する支援 【事業主体】森林所有者等 【補 助 率】8/10(うち造林事業6.8/10) 8/10(うち森づくり作業道整備事業5/10)	889,689 m	314,065 千円
公益的機能の発揮のための森林整備	竹林対	竹林整備事業 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援 【事業主体】森林所有者、市町村等 【補助率】(1)竹林の伐採、片付け、管理道・アクセス道開設:8/10 (2)伐採竹の搬出:定額(1,200円/m3又は1,000円/t)	228 ha	642,446 千円
林整備	策	竹林の林種転換及び保育(除伐)への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入地竹の駆除 【事業主体】森林所有者等 【補助率】8/10(うち造林事業6.8/10)	266 ha	21,207 千円
	Ī	林景観対策事業 市町村が行う国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等 を支援 【事業主体】市町村【補助率】3/4	1,548 ha	52,964 千円
		ザイク林造成への上乗せ モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再造林に対する支援 事業主体】森林所有者等 【補助率】8/10(うち造林事業6.8/10)	-	-

区分	使途事業	H17∼R	2の実績
区刀	以及 事未 Language Control of the Cont	事業量	事業費
守意 森り識 林育の	とっとり県民参加の森づくり推進事業(ソフト) 森林を守る意識を高めるための森林体験企画の実施に 対する支援 【事業主体】ボランティア団体等【補助率】10/10	参加者数 77,621 人	161,275 千円
をで酸る成	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知(各種広 報) 【事業主体】県 【補助率】—	新聞広告・ フォーラム等で 広報	54,898 千円



本県の林業施策全体における森林環境保全税(県税)の位置付け

- 〇本県の林業関係予算 約68億円(R3当初予算)のうち、森林環境保全税は財源の2%強に過ぎないが、国庫補助事業である造林事業等による間伐・作業道整備を上乗せ補助により後押しし、間伐の推進に大きな効果を上げてきた。
- │○<mark>竹林整備や森林体験活動等の支援</mark>(県民参加の森づくり推進事業)は、<mark>森林環境保全税の導入により初めて実施可能と</mark> なった事業であり(既存の国庫補助事業等がない)、その実績は保全税の効果である。

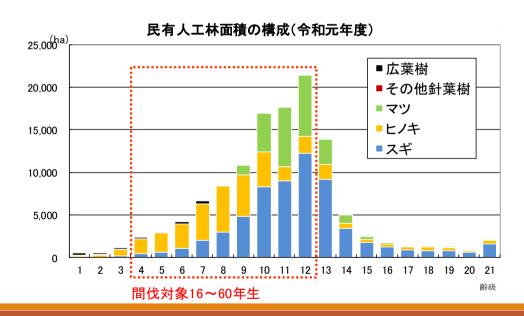


							<u>+ı∡• J/</u>	
	施策分類	予算額	(総計比)	国庫	一般財源	その他	保全税(予算比)	譲与税 (予算比)
а	(公共)林道事業・災害復旧	1,705,377	25.0%	1,070,904	166,190	468,283		
b	(公共)治山事業	75,229	1.1%	15,936	40,293	19,000		
С	(公共)造林事業	991,788	14.5%	564,477	171,911	194,011	61,389	
	うち保全税上乗せ対象 (間伐、保安林内作業道、竹林林種転換)	479,801	7.0%	313,809	104,603	0	61,389 (12.8%)	
C	作業道等の整備推進	509,875	7.5%	436,808	66,246	0	6,821	
	うち保全税上乗せ対象(保安林内作業道)	18,190	0.3%	0	11,369	0	6,821 (37.5%)	
е	竹林整備、景観対策、県民参加の森づくり、 普及啓発等	83,877	1.2%	0	0	0	83,877 (100.0%)	
f	間伐材の搬出促進	647,400	9.5%	0	647,400	0		
g	森林経営管理制度の推進	19,300	0.3%	0	0	7,200		12,100 (62.7%)
h	機械化・スマート化	258,656	3.8%	209,507	36,527	0		12,622 (4.9%)
i	担い手確保・人材育成	162,827	2.4%	50,062	76,700	17,000		19,065 (11.7%)
j	木材の利用促進	41,432	0.6%	10,986	7,570	0		22,876 (55.2%)
k	皆伐再造林の推進	49,477	0.7%	6,552	30,810	0		12,115 (24.5%)
l	森林病害虫対策	186,710	2.7%	29,574	142,136	0		15,000 (8.0%)
n	特用林産物(きのこ等)	209,812	3.1%	185,000	24,812	0		
О	その他	1,874,937	27.5%	104,873	1,279,597	490,467		
	総計	6,816,697	100.0%	2,684,679	2,690,192	1,195,961	152,087 (2.2%)	93,778 (1.4%)
	(財源構成)	100.0%		39.4%	39.5%	17.5%	2.2%	1.4%
	うち保全税充当事業	581,868	8.5%					

(単位:千円)

間伐の推進について

- ○戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えつつある中、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化に伴 う森林所有者の施業意欲の低下により、<mark>適期に間伐が行われてこなかった森林が多く存在</mark>(間伐対象齢級の面 積は全体の約8割に上る)。人工林の間伐の遅れの解消は、長年にわたり県の林業施策の大命題となっている。
- ○さらに、平成17年の京都議定書の発効を受け、二酸化炭素吸収源として人工林の間伐推進が必要となったことを受け、鳥取県では、保安林に加えて普通林についても森林環境保全税により間伐を推進してきた。
 - ※間伐を行うことで、幹の肥大成長が促進され、二酸化炭素の吸収量が増加する。
 - ※保安林・普通林の区別なく間伐の推進が必要であり、県税条例の「緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林(略)を保全し、又は整備するための事業」として、普通林の間伐も推進(ただし、森林経営計画策定森林に限る)





環境施策実行計画毎の温室効果ガスの森林吸収源対策目標の変遷

(参考)鳥取県における 森林吸収源対策の変遷

京都議定書の発効を受け、 H20からの実行計画において 初めて二酸化炭素の森林吸収源 対策として間伐の推進が明記さ れた。

その後、基本計画及び実行計 画の改訂が複数回行われている が、間伐の推進は森林吸収源対 策の重要な施策と位置づけられ、 引き続き推進が図られている。

【経緯抜粋】

H17 森林環境保全税導入

H20 保安林間伐·作業道への補助開始

H21.6月 地球温暖化対策条例一部施行

H22.4月 全面施行

H24 普通林間伐への補助開始

华		実行計画 アクション			7.	環境先進県に向け た 次世代プログラム とっとり環境イニシアティブプラン (第1期:H23~H27)						とっとり環境イニシアティブプラン (第2期:H28~R2)				令和新時代 とっとり環境イニシアティブプラン (2020~2030)			
-基本計画名称	施策目的 森林の多面的機能 の発揮			二酸化炭 源対策と 成林におり	して、育	温室効果ガスの森林吸収源対策			温室効果ガスの森林吸収源対策			温室	温室効果ガスの森林吸収源対策						
1	西暦	元号	間伐目標	間伐実績	間伐目標	間伐実績	CO2削減 目標	間伐目標	CO2削減 実績	間伐実績	CO2削減 目標	間伐目標	CO2削減 実績	間伐実績	CO2削減 目標	間伐目標	CO2削減 実績	間伐実績	
市	2005	H17	3年間で		↓H17森	林環境保全	全税導入												
(改訂) 第一次鳥取県環境基本計	2006	H18	11.000ha	4,180	[/		_												
温温	2007	H19	11,00011a	4,345				基準年											
(県現	2008	H20			H17~延	8,709		_			↓H20保罗	と林間伐・	作業道への	補助開始					
	2009	H21			べ面積	12,910	-515	4,180	-497	4,201	↓H21 地球	^{找温暖化対策}	策条例施行	4,201				4,201	
(改訂) 第一次廪	2010	H22			16千ha	16,876		4,180	-517	3,966				3,966				3,966	
	2011	H23						4,200	-550	5,476		基準	#	5,476		基準年		5,476	
圄	2012	H24	1	/H24普 通标	林間伐への	補助開始		4,300	-561	2,764		/		2,764		_		2,764	
本	2013	H25						4,400	-572	2,740	-572	4,400	-572	2,740	-572		-572	2,740	
華	2014	H26					-610	4,500	-585	3,000		4,500	-585	3,000			-585	3,000	
二次鳥取県環境基本計画	2015	H27						4,200	-599	3,191		4,200	-599	3,191			-599	3,191	
計	2016	H28						中間目	栗			4,200	-619	3,859			-619	3,859	
圖	2017	H29										4,200	-631	2,895			-631	2,895	
	2018	H30									-678	4,200	-647	3,388			-647	3,388	
無	2019	R1						最終目標				3,400	-660	3,015			-660	3,015	
	2020	R2					-500	- INCT IN PR				\3,400				3,400			
	2021	R3										中間	日標			3,500			
海イン	2022	R4										12 180				3,600			
シッ	2023	R5		一而允人	上炭素	₹Π <mark></mark> 及Ⅱ₹	7.百									3,700			
っ か グ	2024	R6														3,800			
	2025	R7	. 5	对策力	が初め	つて施	萊	-	<u> </u>							3,900			
令和新時代と イニシアテ	2026	R8			こ位置											4,000			
巻ィ	2027	R9				ュンリ										4,100			
④ `	2028	R10		された	=								目標			4,200	最終目	標	
	2029	R11	7		7								- PT			4,200			
	2030	R12	_								-746				-883	4,200			

(参考)鳥取県地球温暖化対策条例(平成21年3月27日公布)について

- ○京都議定書の発効を受け、平成21年2月議会において提出され、可決されたもの。(<mark>議員提出議案</mark>)

【条例抜粋】

(県の責務)

第3条 (略)

2 県は、自らの事務及び事業における温室効果ガスの排出の抑制等のため、率先して<u>次条第2項各号に掲げる</u> 事項の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び県民の責務)

第4条(略)

- 2 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、第3章から第6章までに定めるところによるほか、 その事業活動等において、次に掲げる事項を実践するよう努めるものとする。
 - (3) 森林の適切な管理、保全及び整備(以下「森林保全」という。)並びに県産材(県内の森林で伐採された原木 を県内で加工した木材をいう。)その他の森林資源の利用の推進を図ること。



県民による間伐の推進に対し、県は必要な措置を講ずる=間伐に対する補助支援

(参考)県税で間伐を支援している森林

- ・保安林・・・間伐および作業道(国庫補助事業)、森づくり作業道(単県事業)
- ・普通林・・・森林経営計画に基づく間伐を支援

林野庁ホームページより

森林経営計画とは

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と 適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを 目的としています。





森林の公益的機能の発揮を目的とし一体的なまとまりがある森林における間伐を支援 することで、森林の二酸化炭素吸収源対策を推進しており、経営計画を樹立していない 小規模な間伐は対象としていない。

今後、取組が必要な課題

○大きな効果が得られているが、目指す森林の姿に近づけるには、今後も取り組んでいくべき課題がある。 (それに必要な財政需要がある)



市町村(国税)の財政需要及び県税に関する市町村意見について

4月26~28日に県内すべての市町村(林務担当部局)との意見交換会を開催。 5月にアンケート調査も実施し、次の事項について市町村の意見を伺った。

- 県・市町村の役割分担
- 森林環境譲与税(国税)の主な使途及び財政需要の見通し
- 森林環境保全税(県税)の存続の要否
- 間伐・作業道上乗せ補助、竹林対策、森林景観対策等の存続の要否

県と市町村の役割分担について

- ○県と市町村の役割分担の考え方と求められる取組は次のとおり整理される。
- ○県内の森林整備を全体として進める観点から、<u>県と市町村が連携・協働しながら、それぞれの役割・取組を実施</u> していくことが重要。特に県は、市町村をサポート(補完)する役割が求められている。

区分	県	市町村
役割 (地方自治法第 2条)	市町村を包括する広域の地方公共団体として、次の事務を処理 ①広域事務(広域にわたるもの) ②連絡調整事務(市町村に関する連絡調整に関するもの) ③補完事務(その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの)	基礎的な地方公共団体として、地方公共団体の事務のうち都道府県が処理するものを除く事務を処理 ※「基礎自治体優先の原則」に則り、地域・住民に最も近い市町村による取組がまず優先されるが、対応困難なものは県によるサポート(補完)が求められる。
求められる 取組	a. 県全域または複数市町村にわたる広域的な取組 b. 財政負担や事業規模が大きく市町村では対応困難な取組 c. 県内共通の課題解決のため県内一律の水準を担保する取組 d. 森林・林業の専門知識を活用した市町村の支援 e. 先導的・モデル的な取組	○地域や住民ニーズに応じたオーダーメイド型の取組○地理条件等を踏まえた個別の上乗せ補助などなど

<主な市町村意見>

- ・各自治体間が協力して事業を進めるにあたり、県の橋渡し能力は非常に心強いので、役割分担を念頭に県と協同していきたい。
- ・町には林業の専門職や普及員がいないため、現状どおり主として県に進めていただきたい。
- ・森林に関しては、国・県・市町村とも大部分は共通の課題解決を図っており、町独自の課題は極小。生産林(=既存補助+保全税)、環境林(=譲与税)という仕分けが妥当では。
- ・各市町村の抱える課題と県内の共通課題は重複している。視点は変わっても課題はほとんど同じでは。

市町村における森林経営管理制度の運用に対する県の支援

- ○森林経営管理制度に基づく森林整備は、法律上、市町村の役割となっている(県は権能なし)。
- ○一方で市町村は人員体制等に不安を抱える場合も少なくないことから、県としては制度の円滑な運用のため、

県に配分された譲与税を活用し、「新たな森林管理システム推進センター」等により市町村を支援している。

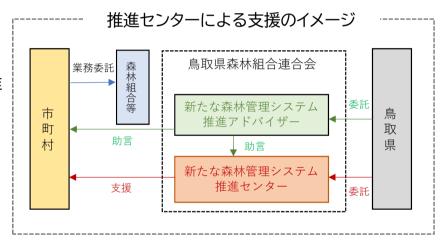
■「新たな森林管理システム推進センター」の設置・運営

- ・森林経営管理制度関係事務の加速化のため、「新たな森林管理システム推進員」を地区ごとに配置し、市町村の取組を支援。
- ・法律、登記など5分野について7名の専門家を「新たな森林管理システム推進アドバイザー」として登録し、市町村の要請に応じて指導・助言。







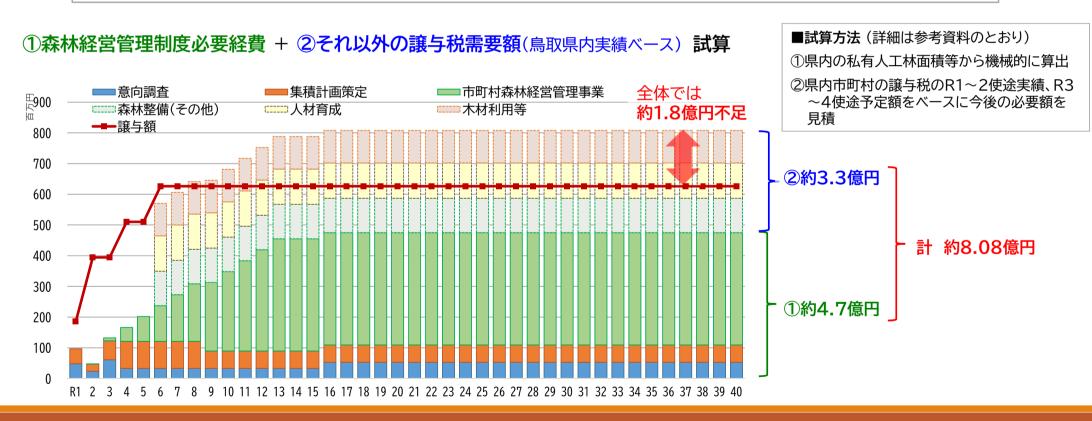


■鳥取県森林クラウドシステムの運用(制度推進に必要となる森林情報の整備・共有)

- ・県内の各種森林情報を共有するためのシステムとして、平成30年度から「鳥取県森林クラウドシステム」を運用。
- ・令和3年度は、航空レーザ計測データや施業履歴情報を森林クラウドシステムに搭載して、市町村等と共有するとともに、同システムに、森林経営管理制度に係る進捗等を管理するための機能を追加した。

森林環境譲与税(国税)に係る今後の財政需要の試算

- ○県内の市町村に配分される森林環境譲与税(R6以降 約6.3億円/年)に係る財政需要について、県で試算を行った。(現時点では精度の高い試算は困難であり、一定の仮定の下で算出したもの)
- ○その結果、中長期的には、森林経営管理制度による森林整備に約4.7億円/年、人材育成・木材利用等も含めた 全体では約8.1億円/年となり、国からの配分額を上回る財政需要が見込まれる。



森林環境譲与税の使途及び財政需要について(市町村意見)

- ○県内市町村の大部分は、森林経営管理制度に基づく「市町村による公的な森林整備*」が譲与税(国税)の最も 大きな使途であると認識。(法の使途規定では幅広く活用可能とされているが、税創設の趣旨を踏まえて判断されたもの)
 - ※市町村森林経営管理事業。森林所有者による経営管理が困難な森林や、所有者が不明な森林について、森林経営管理制度に基づき、森林所有 者に代わって市町村が森林整備を実施するもの。
- ○大部分の市町村は、譲与税に係る**財政需要の長期見通しは未整理であるが、<u>県の試算結果に概ね賛同</u>。** 今後必要となる森林整備等に対し、<mark>長期的にみて譲与税が余る状況ではないとの考え</mark>。

<主な市町村意見>

■県の試算結果について

○賛同する: 13市町村

- ・県試算のとおり、長期的には譲与税が不足すると考える。
- ・譲与税の使途は森林経営管理制度を中心にするが、町村が抱える課題は様々で、譲与税への期待感は大きいため、不足もありうる。
- ・賛同するが、人員不足や知識・経験不足もあり森林経営管理制度の事業が進んでいないため、現時点では不足していない。

○賛同しない: 1市町村

- ・各市町村により条件(森林面積、森林経営計画の樹立状況、地籍調査の進捗率、地形条件など)が異なるため、一律な需要計算は困難と考える。
- ○その他: 5市町村
- ・森林経営計画の策定面積等の見通しが立っていないため、県の試算が妥当かどうか判断できない。
- ・目標値としては想定の範囲内だが、進捗が想定どおり進むか疑問。森林経営管理制度を進めるには各市町村の実施体制の構築がカギとなる。

県税と国税の使途について(県・市町村の役割、対象森林の違い)

- ○これまで保全税(県税)で県が支援してきた森林と、森林経営管理制度に基づき市町村が整備(市町村森林経営 管理事業)していく森林は、基本的に異なる森林であり重複しない。(制度のスキームが異なる)
- ○県内市町村は、森林経営管理制度に関する事業(特に市町村森林経営管理事業)が譲与税(国税)の最も大きな 使途であると認識しており、この部分においては、保全税(県税)と譲与税(国税)の対象森林は重ならない。
- 県は、「森林環境保全税(県税)」を活用し、森林所有者が行う間伐など「県民による森づくり」を支援。
- 林業の採算性の悪化等により、所有者による管理が困難な森林が増加したため、国は新たに「森林経営管理制度」を開始。 この制度に基づき市町村は、国から配分される「森林環境譲与税(国税)」を活用し、森林所有者に代わって「市町村が行う公的な森林整備」等を推進。

鳥取県の森林環境保全税(H17~)

個人 500円/年 法人 1.000~40.000円/年 ○税額

○税収額 約 1. 8億円/年

○県の主な役割

「県民による森づくり」を支援

(森林所有者、ボランティア団体など 多様な主体による森づくりを支援)

○主な使い道

- ①保安林・普通林の間伐の支援
- ②保安林内の作業道整備の支援
- ③竹林整備(放置竹林対策)の支援
- ④ボランティア団体等による 森林体験活動等の支援



国の森林環境税(R6~) ※ 森林環境譲与税として市町村へ配分(R1~)

○税額 個人 1.000円/年(R6から徴収開始)

○国からの配分額(R6以降の見込額)

市町村 約6.3億円/年(県内市町村の合計) 県 約0.7億円/年(市町村の支援に使用)

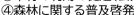
○市町村の主な役割

「市町村による公的な森林整備」等を推進

(森林所有者による経営管理が困難な森林や、 所有者が不明な森林の管理)



- ①森林の整備(間伐など)
- ②森林整備を担う人材の育成・確保
- ③木材の利用の促進(公共施設の木造化など)



保全税(県税)の存続の要否について(市町村意見)

- ○市町村の大部分が、保全税の存続が必要と回答。主に市町村森林経営管理事業へ充当する譲与税では保全税の代替はできない、譲与税では財源不足、間伐等は全県的に一定の水準を確保すべき等が理由。
- ○譲与税との二重課税感の解消や、両税の使途の違い等について県民への丁寧な説明が必要との意見もあった。

<主な市町村意見>

■保全税について

○存続すべき: 13市町村

- ・譲与税は主に市町村森林経営管理事業へ充当する計画であり、保全税の代替はできない。
- ・仮に保全税が廃止され、その財源を譲与税に求めた場合、財源不足になる可能性が高い。
- ・間伐・作業道、皆伐再造林の推進は全県的に一定の水準を確保すべき重要課題であり、これまでと同様な支援の継続が必要。譲与税は地域課題解決に必要な財政需要 に充当したい。
- ・森林は市町村を超えて存在しており、その多面的機能を発揮するためには広域的な活動が必要。
- ・竹林の拡大や枯死木等による景観被害は、多くの市町村が抱える共通の課題と考える。
- ・県民共通の財産である森林の恩恵(水源かん養、漁場保全等)は県全域に及んでおり、県民全体で支えるべき。
- ・保全税事業は十分な効果があり、事業実施者からの要望も強い。今後も存続を要望する。

○廃止すべき: 0市町村

○その他: 6市町村

- ・譲与税との二重課税感があり、県民への丁寧な説明が必要。説明できれば存続してもよい。
- ・二重課税としか理解できない目的・使途であれば、廃止もやむを得ない。
- ・存続すべきと考えるが、事業の実状を協議して、事業内容の改正や廃止を行うべきである。

竹林対策のうち、竹林整備事業について(市町村意見)

- ○「竹林整備事業」の存続の要否について意見を伺った。活用が特定の市町に偏っており、市町村による間接補助事業でもあるため、地域の個別課題として市町村対応とすることの是非を含めて問うたもの。
 - ※竹林整備事業・・・放置竹林を竹林として適正管理するため、抜き伐り等を支援
- ○活用実績が少ない市町村も含め、<u>過半の市町村が存続すべきと回答</u>。全県的な課題でニーズも多い、県による 統一的な対策事業が必要、譲与税本来の執行に影響する等が理由。
 - ※4市町村では、本事業の財政規模(実績額)が、譲与税配分額の1割を越える(最大は約4割)。
- ○竹林の適正管理の継続は難しく、長期的な放置竹林対策としての効果は低いという意見もあった。

<主な市町村意見>

■竹林整備事業について

- ·○存続すべき: 10市町村
- ・本事業は支援内容が拡充されてきており、効果が高くニーズも多い。廃止となると市町村経営管理事業の執行に影響する。
- ・竹林対策の潜在的需要は高まっており、全県の共通課題と言える。譲与税のみでは、竹林が多い(需要が偏在した)市町村では整備が不可能になる懸念。
- ・竹林面積が増加している中で、道・農地・民家等への影響が大きい。むしろ事業費増の検討を。
- ・各市町村での単独事業となると、事業内容や基準にバラツキが生じる。
- ・経営計画の樹立が困難で、造林事業による林種転換が実施できない竹林については支援が必要。

○廃止すべき: 4市町村

- ・実施している市町村は限定的であり、県内共通の課題と言えない。
- ・竹林の継続的な利用には限界があり、受益団体の高齢化に伴い放置竹林に戻っている。短期的な放置竹林の解消にはなるが、長期的には事業効果が低い。

○その他: 5市町村

・これまで活用していないが、他市町の実施状況を踏まえると、廃止すべきという判断は難しい。

(参考)里山整備の意見より

・里山整備を普及啓発のモデル事業として位置づけるのであれば、竹林整備事業を本事業のメニューに移行した事業としてはどうか。

竹林対策のうち、竹林林種転換について(市町村意見)

- ○「竹林林種転換」の存続の要否について意見を伺った。
 - ※竹林林種転換・・・竹林の拡大防止・面積減少のため、竹林の伐採・植林(人工林への転換)を支援。造林事業への上乗せ補助
- ○<u>過半の市町村が存続すべきと回答</u>(その他のうち条件付存続も含めた場合)。竹林としての適正管理が困難な事例が増加すると見込まれること、竹林整備よりも林種転換を強く進めていく必要がある等が理由。
- ○造林事業への上乗せ補助であり、市町村が事務に関与しないため判断が困難という意見も複数あった。

<主な市町村意見>

■竹林林種転換について

○存続すべき: 8市町村

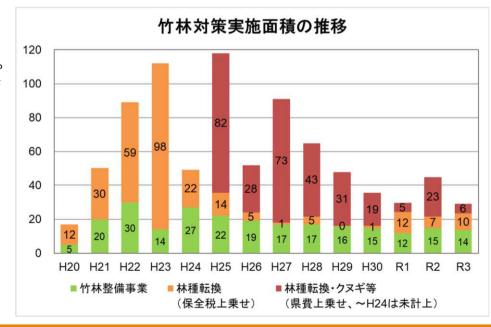
- ・今後、竹林を竹林として管理できない事例が増加していくことが想定されるため存続すべき。
- ・竹林整備事業の実施地は、5年間の管理協定後は行政や業者の手を離れ、実施前の状態に戻りつつある。そもそも管理ができないから業者に委託したので、今後は本人で管理できるとは考えにくい。このため、林種転換を竹林整備よりも強く進めていく必要がある。
- ・竹林は繁殖速度が速く多くの市町村で森林に拡大しつつあるため、森林を保護していくため にも今後活用していきたい。

○廃止すべき: 2市町村

・県内共通の課題とは言いがたい状況があれば、譲与税などの活用を検討する。

○その他: 9市町村

- ・森林の継続性を図る上でも林種転換は重要である。ただし、クヌギやエリートツリー等の植林 事業により代替可能であれば廃止可能と考える。
- ・林種転換は市町村が事務的に関わることのない事業であり、回答しかねる。
- ・本町では本事業を実施していない。ニーズを把握できていないため、どちらともいえない。



森林景観対策事業について(市町村意見)

- ○「森林景観対策事業」の存続の要否について意見を伺った。市町村が事業実施主体の事業であり、活用も特定の市町に偏っていることから、譲与税による市町村対応とすることの是非を含めて問うたもの。
 - ※森林景観対策事業・・・枯れ松等により景観が著しく低下した森林における、景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援 【対象区域】①国立公園・国定公園・県立自然公園、②史跡名勝記念物周辺の森林【事業主体】市町村【補助率】3/4
- ○活用実績がない市町村を中心に、廃止すべきとの回答が最多。
- ○存続すべき理由として、県民全体の財産である国立公園等が対象であること、譲与税では財源が不足すること、それにより国及び県の文化資源が損なわれる懸念があることが挙げられた。

<主な市町村意見>

■景観対策事業について

○存続すべき: 4市町村

- ・廃止した場合、景観対策の財源が譲与税では確保できないため、国及び県の文化資源の損傷にもつながる。
- ・対象は史跡や自然公園であり、これらの価値は県民全体の財産である。廃止した場合、各自治体の資力により整備状況に差が生じ、県民財産の棄損はもちろんのこと、 県全体ですすめる観光県としての魅力にも影を落とすのではと懸念する。

○廃止すべき: 9市町村

- ・県内共通の課題とは言い難い。地域課題として捉えるのが適当。
- ・市町村事業であり、譲与税の配分もあるため廃止はやむを得ない。

○その他: 6市町村

- ・国立公園は国の、国定公園・県立自然公園は県の管理であり、県の関与は必須。近年は松くい虫、ナラ枯れ、雪害による倒木等が多発しており、自然の風景地を将来に向けて保全する施策が必要。
- ・ナラ枯れのように、森林病害虫による被害等が県内で多数発生した場合に対応可能な県事業があっても良いのでは。
- ・本事業を実施していないため判断できない。

里山整備のパッケージ支援(案)について(市町村意見)

- ○里山の整備は、基本的には、地域住民が身近な市町村とともに取り組む地域の課題と考えられるが、県全体の モデルとなるような里山整備について、普及啓発の一環として、新たに県税により支援することを検討。 このような里山整備の支援について、ニーズの有無や拡充すべき内容等について、意見を伺った。
 - ※「とっとり県民参加の森づくり推進事業」を拡充。一定程度県民自ら汗をかいていただく様なスキームを維持しつつ、専門的技術を要する作業 や危険を伴う作業は事業者への委託を可能とし(現在は不可)、補助上限(80万円)も引き上げる改正を想定。
- ○**多くの市町村が、これまでも相談等を受けておりニーズはあるとの意見**。専門業者への外部委託を認めること や、使いやすい事業となるよう要件の緩和を求める意見があった。

<主な市町村意見>

■里山整備について

- ・自然と触れ合い、環境教育や健康増進の場として里山の整備は重要。 地域住民だけではなく、観光客や一般県民も来る場所であれば、県民理解も得られるのでは。
- ・高齢化・過疎化により住民のみでは進まない。NPOや企業、県民が一体となって参加するスキームが重要。
- ・危険木伐採の要望は多い。雪による倒木の処理もニーズがある。
- ・住民による危険木伐採等は困難であり、専門業者への外部委託は賛成。
- ・県の拡充案に賛同。実施箇所の掘り起こしに努める。
- ・モデルを検証し、継続的な事業化を検討して欲しい。
- ・間伐等は知識も必要。外部からアドバイザーを雇う等ができると良い。
- ・採択要件の緩和。毎年の事業実施や3年以上継続が困難な場合がある。
- ・竹林整備事業を本事業のメニューに移行した事業としてはどうか。
- ・県内外からボランティアを募り、里山整備体験を通じて森林を好きになり、将来、移住や森林整備の担い手となってもらう種まきのような事業にする。そのために旅費・ 宿泊費・食費も補助対象とする。
- ・行政や業者目線ではなく、住民目線で検討すべき。活用実績がなければ廃止もやむを得ない。

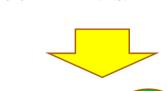
普及啓発のモデル的事業としての里山整備パッケージ支援(イメージ)

新たに顕在化した課題

現行の造林補助金等では 生活の身近にある里山林の整備に 係る制度が不十分



地域住民の生活環境の保全や 生物多様性の保全を図り、継続的 な保全と利用の協働活動を促進 し、森林の恩恵に対する意識の醸 成を図るための支援が必要



とっとり県民参加の 森づくり推進事業の 拡充として検討



植栽、下刈・除伐等の保育



管理歩道設置



不要木・枯損木の伐採・搬出





竹の伐採・整理・搬出



危険木の伐採・搬出

県の財政需要について

市町村との役割分担や森林環境譲与税(国税)の財政需要を踏まえ、今後も県による実施が必要と考えられる支援事業等について、それに係る県の財政需要を試算した。

試算に当たっては、市町村の意見等を踏まえて使途の再整理(使途事業の一部見直し) を行うことを想定し、必要な事業費等の見積を行った。

県と市町村の役割分担を踏まえた県税の使途の再整理(案)

○次のとおり県税の使途の再整理を行う場合を想定した上で、財政需要の試算を行った。

区分		現行の使途事業	方針	理由・見直し内容など	役割分類
		っとり環境の森緊急整備事業 県が所有者に代わって行う人工林の強度間伐、荒廃地の条件整備	対象外	● 必要な箇所は初期に実施しており、近年実績がない。	_
公益的	間伐	保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐に対する支援	対象	■ 問代の深れの観光のために必要	2 b c
機能の影響	推進	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備に対する支援	 対象 	● 間伐の遅れの解消のために必要。 	a,b,c
公益的機能の発揮のための森林整備	竹林	竹林整備事業 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援	対象 (一部対象外)	対象とする竹林のエリアを限定事業実施主体から市町村を削除(近年実績がない)	a b a
めの森	対策	竹林の林種転換及び保育(除伐)への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入地竹の駆除	対象 (一部対象外・拡充)	対象とする竹林のエリアを限定経営計画樹立困難地への上乗せ補助を新設	a,b,c
整備		林景観対策事業 市町村が行う国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援	対象 (一部対象外)	対象区域の一部を削除、補助率を一部引き下げ	a,c
		ザイク林造成への上乗せ Eザイク林造成のための小規模皆伐に係る再造林に対する支援	対象外	● 活用実績がない	_
新林を 奈林を る	と ⁻	っ とり県民参加の森づくり推進事業 株を守る意識を高めるための森林体験企画の実施に対する支援	対象 (拡充)	● モデル的事業としての里山整備パッケージ支援を新設(保 全活動型を拡充)	a 里山:e
をでる成	制度	度の普及啓発 他の目的、仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)	対象	● 税の周知のために必要	а

^{※「}役割分類」欄の記号は、16ページの表における県に求められる取組の記号を表している。

間伐が必要な森林の面積(延べ面積)

○森林環境保全税が創設された平成17年当時の間伐必要面積※から、市町村(譲与税)で対応する部分を除いた 上で、保全税創設以降の間伐実施面積を差し引くことにより、今後の間伐必要面積を算出。

※スギ・ヒノキ人工林のうち、4~12齢級(16年生~60年生)の要間伐森林を、3齢級(15年)に1回間伐するとして、延べ面積を算出。

○今後、間伐が必要な面積は延べ約4.3万ha。これまでの進捗率は58%(5.9万ha÷10.1万ha)。

県内民有人工林にかかる緊急的に間伐を実施すべき森林の延べ面積

		樹種	区分	II II	間伐を行う想定齢級				間伐延々	べ面積	
	齢級	スギ	ヒノキ	4齢級	7齢級	10齢級	13齢級	間伐 回数	スギ	ヒノキ	
	1	370	1,523								
	2	675	2,330								
	3	1,228	3,189								
	小計	2,273	7,042								
緊	4	2,480	4,496	0	0	0	0	4	9,920	17,984	
急	5	3,318	5,274		0	0	0	3	9,954	15,822	
に	6	5,777	4,892		0	0	0	3	17,331	14,676	
間	7	8,750	3,737		0	0	0	3	26,250	11,211	
伐が	8	10,587	2,002			0	0	2	21,174	4,004	
必必	9	12,716	2,217			0	0	2	25,432	4,434	
要	10	6,387	1,160			0	0	2	12,774	2,320	
な	11	2,575	495				0	1	2,575	495	
齢	12	1,466	360				0	1	1,466	360	合
級	小計	54,056	24,633						126,876	71,306	198
	13	1,055	429					平均回数	2.35	2.89	
	14	863	356								
	15	836	380								
	16	765	328								
	17	720	158								
	18	561	246								
	19	288	88								
	20	138	22								
	21	174	22								
	合計	61,729		Mr. 6-1 = 1 ·	/E A TV E		Nu 1-1 1				

齢級毎の樹種別面積はH17林業統計(保全税開始時)の数値を使用している。 各齢級毎に必要な間伐回数を算定し、それに面積をかけて延べ面積を算定。 延べ面積を4から12齢級までの実面積で除し、平均回数を算出している。

森林環境保全税(県税)の財政需要としての間伐が必要な面積

>	4~12齢級の間伐が必要な延べ面積		数値 198,182	単位 ha	···①
	経営計画が樹立されていない人工林割合		70	%	···②
	②のうち、経営に適さない森林と判定される割	合(仮置)	70	%	3
	森林環境譲与税(国税)での対応が必要な面	積	97,109	ha	···④=①×②×③
	県税等による支援で間伐が実施できる面積		101,073	ha	···(5)=(1)-(4)
	制度創設後(H17~R2)の間伐面積 ・保全税によるもの ・その他事業によるもの	計	15,856 42,655 58,511	ha	6
	今後間伐が必要な面積		42,562	ha	···⑦=④-⑥

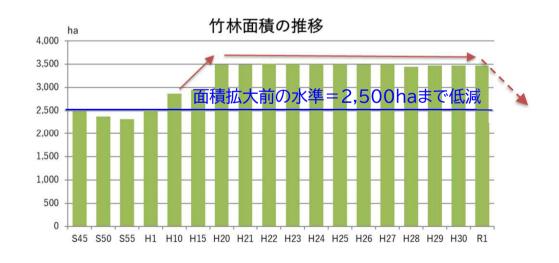
間伐の遅れの解消が見込まれる時期

○「森林・林業振興ビジョン」で目標として掲げた間伐面積に基づいて算出すると、**今後も間伐推進を継続すれば、 令和13年度頃に必要な間伐が完了し、長年の課題であった間伐の遅れが解消する**と見込まれる。

ビジョン等における間伐面積目標 前ページから続き 面積 保全税 年度 区分 森林環境保全税(県税)の財政需要としての間伐が必要な面積 3,591 第4期 R4 3,659 ビ R5 3.727 単位 数值 ジ R6 3.795 4~12齢級の間伐が必要な延べ面積 · · · (1) 198.182 ha 3 第5期 R7 3.863 ...(2) R8 3.931 経営計画が樹立されていない人工林割合 70 % 対 R9 3,999 象 ②のうち、経営に適さない森林と判定される割合(仮置) 70 % •••(3) R10 4.067 期 第6期 R11 4.135 $\cdots \cancel{4} = \cancel{1} \times \cancel{2} \times \cancel{3}$ 森林環境譲与税(国税)での対応が必要な面積 97.109 ha R12 4.200 小計 38,967 県税等による支援で間伐が実施できる面積 101.073 ha $\cdots (5) = (1) - (4)$ R13 3.595 第6期 次 R14 期 制度創設後(H17~R2)の間伐面積 R15 のビ 保全税によるもの 15.856 ha R16 その他事業によるもの 42.655 ha 期ジ 第7期 R17 計 58,511 ha • • • (6) 間ョ R18 R19 $\cdots (7) = (4) - (6)$ 今後間伐が必要な面積 42.562 ha 小計 3.595 合計 42,562 令和13年頃に 間伐が必要な森林の解消が、 完了する見込み

竹林対策が必要な面積(目標面積)(案)

- ○県内の竹林面積は、平成元年度以降に急激に増加傾向に転じており、これは一定面積を超えたことにより増加 速度が急激に上がったものと考えられる。
 - ※H元~H20で1,000ha増加(=約50ha/年)
- ○平成20年度から森林環境保全税を活用し、竹林整備事業と竹林林種転換を開始。一般財源を活用したクヌギ 等造林による竹林林種転換と合わせた<mark>竹林対策の実施により、竹林面積の増加を防いでいる</mark>ところ。
 - ※H20~R3で829ha (=約60ha/年)の竹林対策を実施。
- ○今後、<mark>増加傾向に転じる以前の竹林面積(2,500ha)まで低減させることを目標とし、林種転換を推進</mark>するとともに、竹材の循環利用促進を進めていくことを検討。



目標

現行の竹林対策実施面積(年平均)を1.25倍とし、 減少傾向に転じさせる。

60ha×1.25=75ha(約+15ha)

竹林対策の課題に基づく事業の再編(案)

- ○保全税による竹林対策創設以後、竹林面積の増加は止まっているが、減少傾向までには転じていない。
- ○今後、竹林面積を減少傾向に転じさせるためには、**竹林整備(適正管理**:抜き伐り及び循環利用型皆伐)と合わせ、**抜本的解決策となる<mark>林種転換</mark>を強力に進めることが必要**。
- ○そのため、竹林対策(適正管理と林種転換)の支援対象を一定のエリア内に限定するとともに、当該エリア内では林種転換への支援を拡充し、竹林対策を推進することを検討。

現状の施業及び補助率等 補助率(%) 可能な施業種 経営計画 エリア制限 設定単価 国費 県費 保全税 計 なし 県設定単価 竹林整備(滴下管理) 80 80 森林経営計画エリア内 林種転換 (クヌギ造林以外) 浩林事業単価 12 あり 51 17 80

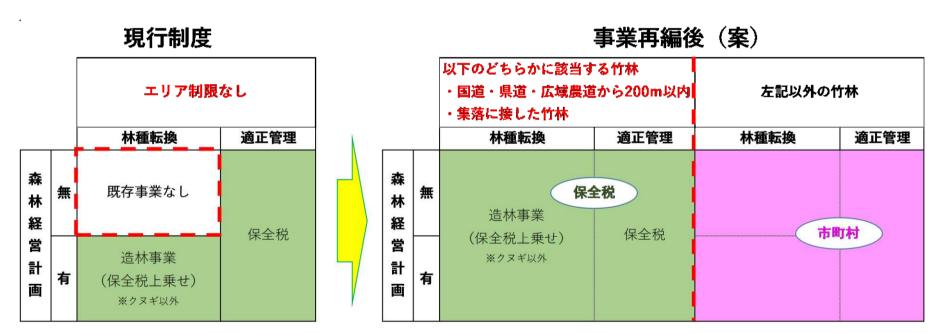
見直し後の施業及び補助率等	補助率(%)						
可能な施業種	経営計画	エリア制限	設定単価	国費	県費	保全税	計
竹林整備(適正管理)	_	・集落に接した竹林	県設定単価	_	_	80	80
林種転換(クヌギ造林以外)	あり	・国道、県道、広域農道から	造林事業単価	51	17	12	80
林種転換(造林補助対象樹種)	【拡充】なし	200m以内の竹林	造林事業単価	27	9	44	80%

[※]今回拡充となる森林経営計画樹立地外での林種転換の支援については、森林経営計画の樹立が困難であると認められる場合に 限ることを想定している。

[※]補助率については、既存の保全税による林種転換と同程度の支援とすることを想定している。

竹林対策事業の再編(案)

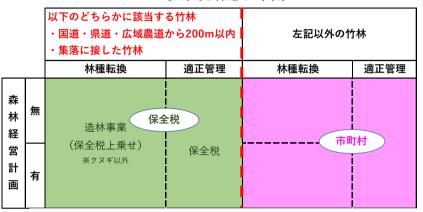
- ○造林事業を含めた事業の再編案については下図のとおり。
- ○<mark>保全税による支援は</mark>「県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林」という条例使途を踏まえ、 エリアを限定する。
- ○竹林面積減少に向けた抜本的解決策となる林種転換を進めるため、林種転換に係る支援を拡充する。



※森林経営計画地内におけるクヌギ造林については、国庫補助造林事業に県一般財源による上乗せ支援事業(9割補助)あり。

竹林対策の再編に係る県及び市町村の役割分担(案)

事業再編後 (案)



※森林経営計画の無い林種転換につては、森林経営計画が樹立困難である と認められる場合に限ることを想定している。

- ○森林経営計画が樹立困難と想定される事例
- ・林班又は複数林班のうち、計画を樹立できる面積が1/2に満たない場合。



森林景観対策事業に係る整理方針(案)

- ○当該事業は森林機能というよりは景観の向上に係るものであり、景観づくりやまちづくりについては、市町村 の関与が不可欠なことから、現行の事業形態は市町村への補助としたもの。
- ○対象は史跡や自然公園であり、これらの価値は県民全体の財産。国立公園は国の、国定公園・県立自然公園は 県の管理であり、県の関与は必須といった市町村の意見を踏まえ、以下のような整理方針とすることを検討。
- ・自然公園のうち、県立自然公園については市町村の関与を強めるため、補助率を3/4から1/2に引き下げ
- ・文化財周辺の森林に係るもののうち、市町村指定文化財については補助を廃止

区分		現行			変更	[(案)
対象区域	돧	国立公園·国定公園· 県立自然公園		至	国立公園·国定公園	県立自然公園
補助率	x:市町村	3/4	<u> </u>	x:市町村	3/4	1/2
対象区域	実施主体	史跡名勝記念物周辺 の森林	7	実施主体:	国指定・県指定の 史跡名勝記念物周辺の森林	市町村指定の 史跡名勝記念物周辺の森林
補助率		3/4			3/4	廃止(市町村対応)

市町村意見を踏まえた里山再生モデル事業(案)

○事業目的

- ・人里に近く人々の暮らしと密接に結びついている里山で、森林所有者等による持続的な森林経営を通じた整備が困難な森林について、公的支援による管理・整備を契機として、地域住民自ら管理可能な森林へ再生することにより生活環境の保全とともに、次世代に引き継いでいく機運醸成を図る。
- ・地域住民自らの管理意欲がある箇所をモデル的に行うものとし、支援する。

○主な事業スキーム

- ・事業主体は集落周辺の荒廃した里山林の再生(機能回復)に意欲的な集落(原則3戸以上)。
- ・市町村と集落代表者間において、協定書(施業後5年の善管義務を含む)を締結。
- ・里山林の再生に係る経費(必要に応じ複数年もあり)について、標準単価を設定し定額支援を行う。
- <u>・地元住民では困難な作業(危険木伐採等)に係る経費(専門業者への外部委託)も支援の対象とするが、原則</u> 地元住民でできることは地元で行う。
- ・再生後の維持管理については、地元住民による。

○市町村の譲与税とのすみ分け

・中山間地の衰退に伴う里山林の荒廃は全県の課題であり、里山林の再生をモデル的に行うことにより、全県 への波及効果を期待するものであり、譲与税の使途とは重複しない。

第5期以降の財政需要の試算(個人500円、法人5%)

- ○令和13年度(第6期)での間伐解消を目標に、基金残高を解消しつつ事業実施した場合、
- ・間伐及び竹林の林種転換に優先的に配分。・里山パッケージも一定程度を箇所見込むことが可能。
- ・調整代を竹林整備(適正管理)とすると、事業費が現行の7割弱となる。
- ・その他の事業は、現行水準を維持。
- ※竹林の林種転換は新植後の保育経費が発生するため、6年目以降に一定化する。

税額	税収
個人500円、法人5%	176,373
個人450円、法人4.5%	158,735
個人400円、法人4%	141,098
個人350円、法人3.5%	123,461
個人300円、法人3%	105,824

第 5	期以降	<u>:の財政</u>	需要の	<u>試算(</u>	<u>竹林对</u>	<u> </u>	・里山業 ・	「設バー	<u>-ジョン</u>	<u>) </u>								(単位	ī:千円)		
		とっとり環境の森緊急整備事業			間伐の推進							竹林対策									
期別	区分	強度間伐	荒廃地の 条件整備	造林事業 上乗せ (保安林・ 間伐)	造林事業 上乗せ (普通林・ 間伐)	垣州争未 上乗せ 関化小計	上乗せ (保安せ・	森づくり 作業道事 業上乗せ		合計	竹林整備 事業	造林事業 上乗せ (林種転 換)	計	森林景観 対策	とっとり県 民参加の 森づくり 推進事業	里山整備 パッケージ	事業評価 委員会経 費	制度の普 及啓発	事業費 合計	積立額 (税収)	基金残額
第 3	平成28年度	0	0 0	38,369	29,177	67,546	13,944	8,093	22,037	89,583	48,387	182	48,569	5,077	9,073	/	430	4,198	156,930	179,996	224,303
期	平成29年度	0	0	34,702	25,659	60,361	23,312	6,747	30,059	90,420	43,084	2	43,086	6,757	8,958	/	518	5,887	155,626	178,767	247,446
第	平成30年度	0	0	48,128	30,885	79,013	20,986	5,899	26,885	105,898	45,447	16	45,463	2,748	7,030	事業 未整備	367	6,855	168,361	175,374	254,460
4 期	令和元年度	0	0	50,645	32,074	82,719	27,877	6,825	34,702	117,421	45,519	448	45,967	1,763		425	7,068	180,970	172,855	246,345	
朔	令和2年度	0	0	36,657	26,317	62,974	24,106	6,852	30,958	93,932	51,923	1,118	53,041	3,473	6,865		322	1,662	159,295	179,513	266,563
直边	5年合計	0	0	208,501	144,112	352,613	110,225	34,416	144,641	497,254	234,360	1,766	236,126	19,818	40,252	0	2,062	25,670	821,182	886,505	
	均事業費	-	-	41,700	28,822	70,523		6,883	,	99,451	46,872	353	47,225	3,964	8,050	0	412			177,301	
事業	費率(合計)	0.0%	0.0%	25.4%	17.5%	42.9%	13.4%	4.2%	17.6%	60.6%	28.5%	0.2%	28.8%	2.4%	4.9%	0.0%	0.3%	3.1%	100.0%		
	令和5年			52,944	33,975	86,919	23,086	6,489	29,575	116,494	32,000	15,000	47,000	4,000	8,100	10,500	400	5,100	191,594	176,373	276,813
第	令和6年	6年		53,910	34,595	88,505	23,507	6,608	30,115	118,620	32,000	19,000	51,000	4,000	8,100	10,500	400	5,100	197,720	176,373	255,466
5 期	令和7年	廃	止	54,876	35,215	90,091	23,928	6,726	30,654	120,745	32,000	24,000	56,000	4,000	8,100	10,500	400	5,100	204,845	176,373	226,994
797	令和8年			55,842	35,835	91,677	24,349	6,844	31,194	122,870	32,000	28,000	60,000	4,000	8,100	10,500	400	5,100	210,970	176,373	192,397
	令和9年			56,808	36,455	93,262	24,771	6,963	31,734	124,996	32,000	29,000	61,000	4,000	8,100	10,500	400	5,100	214,096	176,373	154,674
	令和10年			57,773	37,075	94,848	25,192	7,081	32,273	127,121	32,000	31,000	63,000	4,000	8,100	10,500	400	5,100	218,221	176,373	112,826
第	令和11年	- 原止		58,739	37,695	96,434	25,613	7,200	32,813	129,247	32,000	31,000	63,000	4,000	8,100	10,500	400	5,100	220,347	176,373	68,852
6 期	令和12年			59,663	38,287	97,950	26,016	7,313	33,329	131,279	32,000	31,000	63,000	4,000	8,100	10,500	400	5,100	222,379	176,373	22,846
州	令和13年			51,069	32,772	83,841	22,268	6,259	28,528	112,368	32,000	31,000	63,000	4,000	8,100	10,500	400	851	199,219	176,373	0
	令和14年			0	0	0	0	0	0	0			0						0		

第5期以降の財政需要の試算(個人400円、法人4%)

- ○令和13年度(第6期)での間伐解消を目標に、基金残高を解消しつつ事業実施した場合、
- ・間伐及び既存施策について、重点的に配分する。
- ・調整代を竹林整備(適正管理)とすると、事業費が現行の7割強となる。
- ・林種転換の拡充及び里山パッケージの新規施策に係る財源が不足する。

税額	税収
個人500円、法人5%	176,373
個人450円、法人4.5%	158,735
個人400円、法人4%	141,098
個人350円、法人3.5%	123,461
個人300円、法人3%	105,824

<u>第</u> 5	5期以降	<u>の財政</u>	需要の	試算(·	竹林対象	策縮小、	林種軟	E換拡充	<u> 医及び里</u>	山整備	見送り	<u> パージ:</u>	ョン)					(単位	:: 千円)		
		とっとり環境の森緊急整備事業		間伐の推進							竹林対策										
期別	区分	強度間伐	荒廃地の 条件整備		造林事業 上乗せ (普通林・ 間伐)	造林事業 上乗せ 間伐小計	造林事業 上乗せ (保安林・ 作業道)	森づくり 作業道事 業上乗せ		T IT	竹林整備 事業	造林事業 上乗せ (林種転 換)	計	森林景観 対策	とっとり県 民参加の 森づくり 推進事業	里山整備 パッケージ	事業評価 委員会経 費	制度の普 及啓発	事業費合計	積立額 (税収)	基金残額
第 3	平成28年度	0	0	38,369	29,177	67,546	13,944	8,093	22,037	89,583	48,387	182	48,569	5,077	9,073	/	430	4,198	156,930	179,996	224,303
期	平成29年度	0	0	34,702	25,659	60,361	23,312	6,747	30,059	90,420	43,084	2	43,086	6,757	8,958	/	518	5,887	155,626	178,767	247,446
第	平成30年度	0	0	48,128	30,885	79,013	20,986	5,899	26,885	105,898	45,447	16	45,463	2,748	7,030	事業 未整備	367	6,855	168,361	175,374	254,460
4 期	令和元年度	0	0	50,645	32,074	82,719	27,877	6,825	34,702	117,421	45,519	448	45,967	1,763	8,326	/ /	425	7,068	180,970	172,855	246,345
791	令和2年度	0	0	36,657	26,317	62,974	24,106	6,852	30,958	93,932	51,923	1,118	53,041	3,473	6,865	/	322	1,662	159,295	179,513	266,563
直边	〔5年合計	0	0	208,501	144,112	352,613	110,225	34,416	144,641	497,254	234,360	1,766	236,126	19,818	40,252	0	2,062	25,670	821,182	886,505	
<u> </u>	均事業費	-	_	41,700	28,822	70,523	22,045	6,883		99,451	46,872		47,225	3,964	8,050	0	412	5,134	164,236	177,301	
争美	費率(合計) 令和5年	0.0%	0.0%		17.5% 33.975	42.9% 86.919	13.4% 23.086	6,489		116.494	28.5% 34.000	0.2%	28.8%	2.4% 4.000	4.9% 8.100	0.0%	0.3%	3.1%	100.0%	141.098	064.600
	令和6年		52,944	33,975	88,505	,	6,489	29,575 30,115	118,620	34,000	400 400	34,400	4,000	8,100	0	400	5,100 5,100	170,620	141,098	264,638 235,116	
第 5	令和7年			54,876	35,215	90.091	23,928	6.726	30,654	120,745	34,000	400	34,400	4,000	8.100	0	400	5,100	170,020	141,098	203,469
期	令和8年) 第	止	55,842	35,835	91.677	24.349	6.844	31,194	122,870	34,000		34,400	4,000	8.100	0	400	5,100	174,870	141,098	169,697
	令和9年			56.808	36.455	93,262	24,771	6.963	31,734	124,996	34,000	400	34,400	4.000	8,100	0	400	5,100	176.996	141.098	133,799
	令和10年			57,773	37,075	94,848	,	7,081	32,273	127,121	34,000	400	34,400	4,000	8,100	0	400	5,100	179,121	141,098	95,776
***	令和11年			58,739	37,695	96,434	25,613	7,200	32,813	129,247	34,000	400	34,400	4,000	8,100	0	400	1,800	177,947	141,098	58,927
第	令和12年	廃止		59,663	38,287	97,950	26,016	7,313	33,329	131,279	34,000	400	34,400	4,000	8,100	0	400	1,800	179,979	141,098	20,046
期	令和13年			51,069	32,772	83,841	22,268	6,259	28,528	112,368	34,000	400	34,400	4,000	8,100	0	400	1,876	161,144	141,098	0
	令和14年			0	0	0	0	0	0	0			0						0		

第5期以降の財政需要の試算(個人300円、法人3%)

- ○令和13年度(第6期)での間伐解消を目標に、基金残高を解消しつつ事業実施した場合、
- ・間伐について、重点的に配分する。
- ・調整代を竹林整備(適正管理)とすると、事業費が現行の1割程度となる。

・景観対策は廃止。

- ・林種転換の拡充及び里山パッケージの新規施策に係る財源が不足する。
- ・制度の普及啓発についても、最低限の役務費(新聞広告)とせざるを得ない。

税額	税収
個人500円、法人5%	176,373
個人450円、法人4.5%	158,735
個人400円、法人4%	141,098
個人350円、法人3.5%	123,461
個人300円、法人3%	105,824

<u>第</u> 5	5期以降	の財政	需要の	<u>試算(</u>	竹林対象	乗拡充 おりゅうしゅう	および里	山新設	見送り	、景観	対策廃	止、普及	及啓発網	宿小バー	-ジョン	<u>/)</u>		(単位	: 千円)		
		とっとり環境の	とっとり環境の森緊急整備事業		間伐の推進							竹林対策									
期別	区分	強度間伐	荒廃地の	造林事業 上乗せ (保安林・ 間伐)	造林事業 上乗せ (普通林・ 間伐)	垣州事果 上乗せ 問代小計	造林事業 上乗せ (保安林・ 作業道)	森づくり 作業道事 業上乗せ	保安林内 作業道上 乗せ小計	合計	竹林整備 事業	造林事業 上乗せ (林種転 換)	計	森林景観 対策	とっとり県 民参加の 森づくり 推進事業	里山整備 パッケージ	事業評価 委員会経 費	制度の普 及啓発	事業費合計	積立額 (税収)	基金残額
第 3	平成28年度	0	0	38,369	29,177	67,546	13,944	8,093	22,037	89,583	48,387	182	48,569	5,077	9,073	/	430	4,198	156,930	179,996	224,303
期	平成29年度	0	0	34,702	25,659	60,361	23,312	6,747	30,059	90,420	43,084	2	43,086	6,757	8,958		518	5,887	155,626	178,767	247,446
第	平成30年度	0	0	48,128	30,885	79,013	20,986	5,899	26,885	105,898	45,447	16	45,463	2,748	7,030	事業 未整備	367	6,855	168,361	175,374	254,460
4 期	令和元年度	0	0	50,645	32,074	82,719	27,877	6,825	34,702	117,421	45,519	448	45,967	1,763	8,326	不登渊	425	7,068	180,970	172,855	246,345
朔	令和2年度	0	0	36,657	26,317	62,974	24,106	6,852	30,958	93,932	51,923	1,118	53,041	3,473	6,865		322	1,662	159,295	179,513	266,563
直近	£5年合計	0	0	208,501	144,112	352,613	110,225	34,416	144,641	497,254	234,360	1,766	236,126	19,818	40,252	0	2,062	25,670	821,182	886,505	
	均事業費	_	_	41,700	28,822	70,523	22,045	6,883	28,928	99,451	46,872	353	47,225	3,964	8,050	0	412	5,134	164,236	177,301	
事業	費率(合計)	0.0%	0.0%	25.4%	17.5%	42.9%	13.4%	4.2%	17.6%	60.6%	28.5%	0.2%	28.8%	2.4%	4.9%	0.0%	0.3%	3.1%	100.0%		
	令和5年			52,944	33,975	86,919	23,086	6,489	29,575	116,494	6,200	400	6,600	0	8,100	0	400	1,000	132,594	105,824	265,264
第	令和6年			53,910	34,595	88,505	23,507	6,608	30,115	118,620	6,200	400	6,600	0	8,100	0	400	1,000	134,720	105,824	236,368
5	令和7年	廃	ıĹ	54,876	35,215	90,091	23,928	6,726	30,654	120,745	6,200	400	6,600	0	8,100	0	400	1,000	136,845	105,824	205,347
期	令和8年			55,842	35,835	91,677	24,349	6,844	31,194	122,870	6,200	400	6,600	0	8,100	0	400	1,000	138,970	105,824	172,201
	令和9年			56,808	36,455	93,262	24,771	6,963	31,734	124,996	6,200	400	6,600	0	8,100	0	400	1,000	141,096	105,824	136,929
	令和10年			57,773	37,075	94,848	25,192	7,081	32,273	127,121	6,200	400	6,600	0	8,100	0	400	1,000	143,221	105,824	99,532
第	令和11年] /		58,739	37,695	96,434	25,613	7,200	32,813	129,247	6,200	400	6,600	0	8,100	0	400	1,000	145,347	105,824	60,009
6期	令和12年	廃	ıĹ	59,663	38,287	97,950	26,016	7,313	33,329	131,279	6,200	400	6,600	0	5,800	0	400	1,000	145,079	105,824	20,754
别	令和13年			51,069	32,772	83,841	22,268	6,259	28,528	112,368	6,200	400	6,600	0	5,800	0	400	1,410	126,578	105,824	0
	令和14年			0	0	0	0	0	0	0			0						0		

県民アンケートの結果について(資料3)

森林環境保全税(県税)の今後のあり方の検討の参考とするため、県民へのアンケート調査を実施した。

- 実施期間 6月3日(金)から6月13日(月)まで
- 対象者 県政参画電子アンケート会員 697名
- 回答者数 442名(回答率 63.4%)
- 主な設問 ○県税、国税の認知度 ○県税の存続への賛否と理由 ○県税の妥当な負担額
 - ○優先すべき県税の使い道 ○私有林への支援の賛否

保全税の存続の要否について

(これまでの説明を踏まえて検討)

(存続の場合) 税率、適用期間、名称について

○森林環境保全税(県税)として賦課徴収すべき税率はいくらが適当と考えるか

<検討の視点>

- 「鳥取県が目指す森林の姿」を実現するためには、どれだけの事業費が必要か。
- 事業の必要性と県民の負担感を勘案した場合、適当な税率の設定をどのように考えるか。

○第5期の適用期間はいつまでとするのが適当と考えるか

- 税の効果の検証には、一定程度の事業実施期間が必要ではないか。また、社会や林務行政等を取り巻く環境の変化を考えると、5年程度の時限措置とすることが適当ではないか。
 - ※超過課税を導入している37府県のうち36団体は5年毎に見直しを行っている(1団体のみ4年毎)

○県民参加の森づくりをイメージしやすい税の名称への変更をどう考えるか

- 森林環境税(国税)との混同を避け、森林をすべての県民で守り育てる県税として認知度を高めるためにも、 名称を変更してはどうだろうか。
 - ※鹿児島県では、国税との混同を避けるため、「森林環境税」を「みんなの森づくり県民税」に名称変更(令和2年度より)
 - ※他府県でよく使われている用語・・・「やまぐち」「紀の国」など府県の名称、「森づくり」、「県民税」
 - ※県民アンケート調査では、森林環境保全税を「知らない」が64%(H28調査では63%)

(参考)森林整備にかかる地方団体の超過課税の導入状況

田井名	リックル (/ネル)	導入	超過課税(府	県民税均等割)の税率	四件点	リックル()ネル)	導入	超過課税(府県民税均等割)の税率		
団体名	税の名称(通称)	時期	個人	法人	団体名	税の名称(通称) 	時期	個人	法人	
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	1,000円/年	均等割額の10%	大阪府	森林環境税	H28.4	300円/年	なし	
宮城県	みやぎ環境税	H23.4	1,200円/年	均等割額の10%	兵庫県	県民緑税	H18.4	800円/年	均等割額の10%	
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	800円/年	均等割額の8%	奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	500円/年	均等割額の5%	
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	1,000円/年	均等割額の10%	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	500円/年	均等割額の5%	
福島県	福島県森林環境税	H18.4	1,000円/年	均等割額の10%	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	500円/年	均等割額の5%	
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	1,000円/年	均等割額の10%	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	500円/年	均等割額の5%	
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	700円/年	均等割額の7%	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	500円/年	均等割額の5%	
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	700円/年	均等割額の7%	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	500円/年	均等割額の5%	
神奈川県	水源環境保全税	H19.4	※ 300円/年	なし	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	500円/年	均等割額の5%	
富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	500円/年	均等割額の5~12.5%	愛媛県	森林環境税	H17.4	700円/年	均等割額の7%	
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	500円/年	均等割額の5%	高知県	森林環境税	H15.4	500円/年	500円/年	
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	500円/年	均等割額の5%	福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	500円/年	均等割額の5%	
長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	500円/年	均等割額の5%	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	500円/年	均等割額の5%	
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	1,000円/年	均等割額の10%	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	500円/年	均等割額の5%	
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	400円/年	均等割額の5%	熊本県	熊本県水とみどりの森づくり税	H17.4	500円/年	均等割額の5%	
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	500円/年	均等割額の5%	大分県	大分県森林環境税	H18.4	500円/年	均等割額の5%	
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	1,000円/年	均等割額の10%	宮崎県	森林環境税	H18.4	500円/年	均等割額の5%	
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	800円/年	均等割額の11%	鹿児島県	みんなの森づくり県民税	H17.4	500円/年	均等割額の5%	
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	600円/年	なし	※神奈川県·	・・県民税均等割に加え所得割への上野	乗せ(0.002	25%)を実施 言	†37府県導入	